

令和8年度 北塩原村除雪オペレーター育成支援事業補助金募集要項

北塩原村役場建設課
令和8年9月4日

1 対象となる事業等

新たな大型特殊免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習の受講を対象とします。

2 対象となる者（下記①～⑤の全てに該当する者）

- ①村内に住所を有する者
- ②新たに資格等を取得する者
- ③満65歳未満である者
- ④村税等に滞納がない者
- ⑤村直営オペレーターとして北山又は大塩地区で作業できる者

3 補助の内容

区 分	①大型特殊免許の取得	②車両系建設機械運転技能講習の受講 (整地、運搬、積込及び掘削用)
補助率	対象経費の1／2以内	
限度額	5万円	2万円
補助の対象となる経費	令和8年11月16日までの間に支出された①及び②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。 ※ただし、下記(ア)～(ウ)については、補助しません。 (ア) 免許取得及び講習会受講にかかる交通費及び宿泊費 (イ) 仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料 (ウ) 延長・補習教習料	
その他・留意点	(1) ①及び②又は②のみを申請することも可能ですが、令和8年11月16日時点で両方を取得（受講）済の場合のみ補助します。 (2) 他の補助金等の交付を受ける場合、この補助金の交付対象となりません。	

4 補助金交付の条件

村直営除雪オペレーターへ応募し交付年度から起算して3年以上続けること。

5 募集期間

令和8年9月11日（金）～9月25日（金）

6 採用までの手続き

裏面、手続きの流れを確認のうえ、申込書へ必要事項を記入し建設課に提出してください。
※申込は、募集期間内で受付し、申込者が多数の場合は審査及び選考し決定します。

7 返還要件

- ①交付年度から起算し3年度内に連続して村直営オペレーターに従事しなかった場合
 - ②交付年度から起算し3年度内に取得した資格を失効した場合
 - ③その他虚偽の申請等村長が返還させることが適当と認めた場合
- ※ただし、疾病又は死亡、心身障害等、補助対象者の責めに帰すことができない場合等を除く。

8 その他（参考）

村直営のオペレーターの勤務体制
 ・勤務時間：1日（7時間45分 … 8:30～17:15）
 ・勤務日数：週5日、休日：土日祝（降雪状況によっては勤務有）
 ※勤務時間及び勤務日は、降雪の状況により変動します

9 お申込み・お問合せ窓口

北塩原村役場建設課 TEL 0241-23-3261

北塩原村除雪オペレーター育成支援事業補助金【手続きの流れ】

